

地方創生の基盤となる地方分権改革の推進を求める意見書

国においては、本年２月の補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、平成２７年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」を措置するなど、地方創生に向け本格的に取り組む姿勢を示している。

地方創生の実現に向けて力強い潮流を作るためには、地方がそれぞれの実情に応じた創意工夫によって、主体的な施策を実施することが何よりも重要であり、地方分権改革はその基盤となるものである。

昨年導入された地方分権改革に関する「提案募集方式」については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステム、すなわち「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価するものである。

しかしながら、昨年度においては、地方から９３５件に上る意欲あふれる提案がなされたが、その４割が検討の対象にもならない結果となっている。

よって、国においては、「提案募集方式」における地方からの提案を実現し、地方が自らの発想と創意工夫により施策を展開できるよう、更なる事務・権限の移譲や規制緩和に積極的に取り組まれることを強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年７月３日

徳島県議会議長 川 端 正 義